建築審査会審議概要

建梁畨住会畨譲慨安 		
会議名		令和 2 年度第 4 回札幌市建築審査会
開催日時		令和 3 年 3 月 17 日(水) 午後 1 時 30 分~午後 2 時 45 分
開催場所		Web 会議
出席者	委員	森会長、宮浦委員、園田委員、星原委員、道尾委員
	事務局	都)建築指導部長、管理課長、制度担当係長、係員1名
	説明員	都)建築指導部管理課指導係長、係員2名
審議結果		議案第1号及び第2号について「同意」
審議結果議事概要		 (1)議案第1号及び議案第2号 道路の上空に渡り廊下を新築したい旨の許可申請(同一地域での開発における2案件を同時に審議、建築基準法第44条第1項第4号) 【主な質疑】(○は委員の発言、●は説明員の発言) ○上空通路の話ではないが、1号案件の上空通路が設置される部分近辺の地上レベルには、横断歩道の記載などが図面になく、上空通路を利用する以外に道路を渡る手段が見当たらない。地上レベルでの横断に対してはどのように考えているのか。 ●横断歩道が設置される予定はなく、上空通路により歩行者ネットワークを形成する計画となっている。 ○積雪寒冷地において、2階レベルや地下空間で通路を整備する手法は以前からあるが、歩行者交通の主体を2階や地下に移してしまった結果、地上レベルの人の密度が下がり、夜間などに不安感を与えたり実際に犯罪が増加したりするという研究結果がある。また、商業施設や医療施設等が道路を挟んで整備される当該区域での開発では、医療施設の受付や会計などが1階にあることを踏まえると、地上レベルでの歩行者交通も少なからず発生し、横断歩道のない車道を横断することによる事故も懸念される。 ○上空通路の整備は歩行者の移動環境を豊かにするのが主旨だと思うので、横断歩道が設置できないのだとしても、スピードハンブ等を設けて通過する車の速度を落とさせるなど、地上レベルを含めた歩行者環境の安全性をもう一段階高める工夫が欲しいところである。 ●車の速度については景観アドバイス部会でも議論になっており、時速30キロ以下に制限するという話を聞いている。 ○1号案件の上空通路の直下には、車寄せや駐車場への進入に利用する側道のようなものが整備されているが、この側道を利用する

場合、道路からどのように進入するのか。

- ○当該道路は幅員が16mで中央分離帯がないので、反対側から来た 車両が無理やり右折で進入することが懸念される。
- ●車道の進行方向から左折による進入を基本とし、側道内は一方通行となっている。反対車線からは右折進入をさせないように誘導すると聞いている。
- ○上空通路を利用する人の流れを具体的に想定することが重要である。各施設に接続されアクセスが容易になることから、当該施設利用者が上空通路を利用することは想定できるが、今回の開発により建設するマンションは、上空通路と反対側にある地上の通路を利用した方が駅への近道になるように見える。居住者が駅に行く際の動線として、上空通路の利用を想定していないのか。
- ●住んでいる方の判断によるのだろうが、地上の通行に関する規制 があるわけではないので、天候や時間帯により屋根がある上空通 路と近道となる地上の通路のどちらも利用されると考えられる。
- ○1 号案件の上空通路の利用時間は地下鉄が終了するまでということでよかったか。上空通路により連絡される医療施設は地下鉄より早く営業が終了することから、夜間では利用者がほとんどいなくなってしまうのではないかということが気になる。
- ●上空通路は、地下鉄の営業時間に合わせて開放される。駅から一番奥側に設けられる階段を利用して上空通路から地上へ降りたところから、本開発区域の北側にある住宅地に抜けられるようになっているので、夜間においてもある程度利用があると想定している。
- ○周辺住民がその部分を利用するのであれば、そちらに人を誘導するような工夫として、2階レベルにおいても案内サインなどが必要だと感じた。
- ○上空通路から、接続している各医療施設内を通って1階に降りる 手段は階段のみか。
- ●各動線上は全て、階段付近にエレベーターが設置されている。
- ○2 号案件の横断歩道橋では、計画部分にエレベーターが見当たらないがどのようになっているか。開発区域の商業施設内の通路や1号案件の上空通路を介して医療施設ともつながることを考えると、車椅子やベビーカーでの利用も考えられる。エレベーターが利用しづらいと上空通路に上がってこなくなってしまうので、案内サインも含めてスムーズに移動できるようしっかり整備した方が良い。

- ●2 号案件の横断歩道橋は、西側部分で既存施設と接続することになっており、既存施設には地下鉄レベル、地上レベル及び横断歩道橋の2階レベルで利用可能なエレベーターが存在する。また、東側は今回開発により建設する商業施設につながることになっており、当該商業施設内にもエレベーターが設置されるのでこちらからの利用も可能となる。
- ○2 号案件の横断歩道橋における西側の地上出入口について、今回 の計画では歩道からほとんど後退しておらず、横断歩道橋利用者 の出入り動線と前面にある歩道の通行動線が交錯する配置となっている点が気になる。出入口の位置を変更するか、出入口の前面 に人の溜まりスペースを設けるなど、通行量の想定などから人の 動きを検討し、安全面へ配慮することが必要ではないかと思うが いかがか。
- ●当該出入口では、道路に面して設けられたポーチから横断歩道橋に入る動線計画となっている。上空通路からの高低差を考えると、階段の折り返しとしてこれだけのボリュームが必要となり、出入口を道路側に向けようとするとどうしてもこの程度の後退しか取れなくなったもの。今後、隣接地で計画されている再開発の動向も踏まえて、使いながら環境を整えていくことが求められると考えている。
- ○審議対象である1号案件の上空通路及び2号案件の横断歩道橋 の設置に関しては同意するが、今回各委員から出された懸念事項 等を事業者に伝え、改善の方向に進めていただくことを要望する。

以上

連絡先

札幌市都市局建築指導部管理課(制度担当) 電話番号:011-211-2859